

新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）業務委託に係る
プロポーザル募集要領

1 目的

新宿区は、新宿区特定健康診査等実施計画（第四期）の目標受診率44%（令和7年度）を達成するため、特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）を実施する。

この事業をより効果的、効率的に実施するため、事業の目的を十分理解し、より高い専門性を有する、十分な知識と実績を兼ね備えた事業者に委託することを予定し、そのような事業者を選定するためにプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- （1）区とは、新宿区をいう。
- （2）参加予定者とは、「新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- （3）参加者とは、企画提案書を提出した者をいう。
- （4）事務局とは、新宿区健康部健康づくり課健診係をいう。

3 応募資格

新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）業務委託の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定した経営基盤を有する実績ある業者とし、以下に掲げる事項をすべて満たす者とする。

なお、基準日については公募開始の日とし、公募開始は本募集要領を区ホームページに掲出し、公表した日とする。

また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は契約をしないことができるものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- （2） 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日、23新総契契第2218号）別表左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がなされていないこと。
- （4） 日本産業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」に基づく一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）認定のプライバシーマークまたは同等の認証資格（例：ISMS認証等）を取得していること。
- （5） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- （6） 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、次の各号のとおり「新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出すること。

なお、事前の連絡があった場合でも、期日までに参加手続きを行わないときは参加できない。

※本募集要領第7条にある企画提案書等の提出期限と同一日時のため、注意すること。

(1) 提出期限 令和7年 1月 31日（金）正午

(2) 提出先

〒160-0022

東京都新宿区新宿5丁目18番14号 新宿北西ビル4F

新宿区健康部健康づくり課健診係

TEL 03-5273-4207 FAX 03-5273-3930

(3) 提出方法 持参

5 参加の辞退

プロポーザルでは、参加手続きを行った場合でも、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）に係るプロポーザル辞退届」（第2号様式）を、あらかじめ来庁日時等を連絡の上で事務局へ提出すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、公募開始から令和7年1月27日（月）正午までの間、E-mail (kenkozukuri@city.shinjuku.lg.jp) により、本要領又は企画提案条件等に係る事項について、質疑を行うことができる。

(2) 質疑に対する回答

区は、原則として、令和7年1月27日（月）午後5時までに、質疑内容及び回答を区ホームページに公表する。

7 企画提案書作成及び提出方法

企画提案書は、ページ数を表紙、目次、裏表紙を含め25ページ以内とし、「企画提案書表紙様式」（別添1）、「企画提案書の構成」（別添2）及び「新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）企画提案条件等」（別添3）に沿って作成のうえ、「見積書」（第3号様式）および会社概要等とともに、次の各号のとおり提出すること。ただし、仕様の詳細な内容は、選定された受託事業者の提案を盛り込み、区と受託事業者の協議のうえ、契約締結までに決定するものとする。

(1) 提出期限 令和7年 1月 31日（金）正午

※本募集要領第4条にある参加手続き書類の提出期限と同一日時のため、注意すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書 10部

(10部のうち、2部については表紙に社名を表記する。内容には、社名を表記しない。)

- ② 見積書 1部

- ③ 会社概要等 1部

- ④ プライバシーマーク等の認証資格が確認できる書類の写し 1部

(3) 提出先

〒160-0022

東京都新宿区新宿5丁目18番14号 新宿北西ビル4F

新宿区健康部健康づくり課健診係

TEL 03-5273-4207 FAX 03-5273-3930

(4) 提出方法 一括して持参

※第二次選定においてパソコン及びプロジェクター等を使用する場合は、上記企画提案書提出の際に申し出る。

なお、上記物品については各参加者にて準備すること。

8 選定過程

「新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）業務委託に係るプロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、以下のとおり選定を行う。

評価基準は、別紙「新宿区特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおりとする。

(1) 第一次選定（書類選考）

企画提案書の評価を第一次選定とする。

項目：1. 基本方針

2. 実績

2-1. 企画提案

3. 実施方法

4. 個人情報保護に対する対応

5. その他

(2) 第一次選定結果通知

令和7年 2月 7日（金）

結果については、書面にて通知する。

(3) 第二次選定（プレゼンテーション）

上記第一次選定における上位2社の提案内容に係るプレゼンテーションについて、第二次選定を行う。

項目：1. 基本方針

2. 実績

2-1. 企画提案

3. 実施方法

4. 個人情報保護に対する対応

5. その他

①説明及び質疑応答時間

1社：45分～50分程度

※企画提案書の内容に沿って説明する（説明では社名は用いない）。

②開催場所（予定）

新宿区役所本庁舎 3階 会議室（住所：新宿区歌舞伎町1丁目4番1号）

（4）第二次選定開催日時（予定）

令和7年 2月 17日（月）（時間は、各参加者に通知する。）

（5）価格評価

第一次選定の参加者が提出した見積書の評価を価格評価とする。

（6）総合評価

第一次選定、第二次選定、価格評価を合計し、上位の参加者を採用とする。

9 結果通知

第二次選定終了後、第二次選定の参加者に対して、採用通知（第4号様式）または不採用通知（第5号様式）を、概ね二次選定実施日より14日以内に通知する。

また、選定後に件名、受託候補者名及び選定委員の内訳を区ホームページにて公表する。

10 留意事項

- （1）企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管し、参加者へは返却しない。参加者は、著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。
- （2）選定業者の提案内容について、選定の判断において重要な事項に抵触しない範囲で、区は事業者と協議のうえ変更することができるものとする。
- （3）参加予定者及び参加者が本プロポーザルの参加または参加するための準備に要した費用は、参加予定者および参加者が負担するものとし、区はいかなる費用も負担しない。
- （4）参加者が次の各号に該当した場合は、失格とする。
 - （a）本募集要領に定める手続きを遵守しない場合
 - （b）第3項応募資格を満たさなくなった場合
 - （c）提出書類に虚偽の記載をした場合
 - （d）評価の公平性を害する行為があった場合
 - （e）前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

11 問合せ先

新宿区健康部健康づくり課健診係（事務局）

所在地：〒160-0022

新宿区新宿5丁目18番14号 新宿北西ビル4階

電話：03（5273）4207

FAX：03（5273）3930

担当：寺本